

## 未成年者等の死亡保険にかかる当庁の対応（案）

被保険者が契約者と異なる死亡保険契約について、被保険者本人の同意を得られない未成年者を被保険者とする保険契約を保険会社等が引受けるにあたり、以下の体制を整備するよう、保険業法施行規則第53条の7（社内規則等）により義務付け、保険の不正な利用の防止を図ることとする。

なお、被保険者の同意を取得していない保険契約についても、同様とする。

（注）ただし、団体保険、賠償保険など、モラルリスクが少ない保険契約は対象外とする。

- ① 保険金の引受限度額及び保険契約の引受けに関する社内規則等を定める。
- ② 社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制整備。

## 【現行の法令】

### 保険業法

#### 第100条の2（業務運営に関する措置）

保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

### 保険業法施行規則

#### 第53条の7（社内規則等）

保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。